

奈良教育大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員
及び公立大学研修員受入れに関する規則

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学(以下「本学」という。)に私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員(以下「研修員」という。)を受入れる場合の取扱いについて定める。

(受入れ手続)

第2条 私学研修員の受入れは、私学研修福祉会の申出に基づき、専修学校研修員の受入れは、専修学校教育振興会の申出に基づき、公立高等専門学校研修員の受入れは、研修員を派遣しようとする学校長の申出に基づき、公立大学研修員の受入れは研修員を派遣しようとする大学長の申出に基づいて行う。

2 前項の申出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 研修員調書(別記様式1)
- 二 履歴書(写真添付)
- 三 健康診断書

(受入れの承認)

第3条 学長は、前条の手続を完了した者について、教授会の議を経て受入れを承認することがある。

(受入教員及び研究方法)

第4条 学長は、研修員の研究目的及び研究内容に応じて、受入教員を定めるものとする。

2 研修員は、本学受入教員の指導のもとに本学の諸施設を利用し、研究に従事するものとする。

3 研修員は、研究期間が終了したときは、終了の日から1か月以内に研究報告書を受入教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究期間)

第5条 研修員の研究期間は、1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情のある場合には、その期間内において研究期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

(研究料)

第6条 研修員の研究料の額は、国立大学法人奈良教育大学授業料その他の費用に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第98号)に定めるとおりとする。

2 研修員は、前項の研究料を、3か月ごとに、3か月分に相当する額をその月の当初に納付しなければならない。

3 既納の研究料は、原則として還付しない。

(研究証明書の交付)

第 7 条 学長は、研修員がその研究期間を終了し、研究証明書の交付を願いでたときは、別記様式 2 の研究証明書を交付する。

(損害賠償)

第 8 条 研修員が研究期間中において、故意又は重大な過失により、本学の施設、機械、器具等を亡失又は損傷したときは、すみやかに復元し、又はその損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、研修員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

研 修 員 調 書

研修員の種類

- ふりがな
- 1 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (歳)
- 2 現住所
- 3 勤務先及び職名
- 4 最終卒業学校及び卒業年月
- 5 研究題目
- 6 研究区分 1 実験 2 非実験
- 7 研究希望理由及び研究計画
- 8 学年担当教員名
- 9 研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(か月)
- 10 研究中の居所

研 究 証 明 書

氏名

年 月 日生

上記の者は、本学において下記のとおり研究したことを証明する。

平成 年 月 日

奈良教育大学長 印

記

- 1 研修員の種類
- 2 研究題目
- 3 学年担当教員
- 4 研究期間